

北総協発第 39 号
平成24年12月26日

北本市自治基本条例審議会
会長 有働秀鷹様

北本市長 石津賢治

北本市市民公益活動推進計画について（諮問）

北本市自治基本条例第26条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

北本市市民公益活動推進計画について

（理由）

本市では平成18年度に北本市市民と行政との協働推進計画を策定し、平成22年4月には北本市自治基本条例を施行して、市民参画及び市民と行政との協働によるまちづくりの推進並びに市民の公益的な活動の支援施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、北本市市民と行政との協働推進計画が平成24年度で終了するため、北本市自治基本条例第23条の規定を踏まえ、これまでの市の取組みを検証し、市民の公益的な活動をさらに推進するための施策体系を北本市市民公益活動推進計画として策定します。

この計画策定にあたり、その基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。